

「今後の青少年の体験活動の推進について(中間報告)」に関する御意見

受付番号	件数	提出者		御意見
		個人	団体	
1	1	○		<p>中間報告の記載内容は、「日本の青少年に何を求めるのか？」が曖昧と言うか、あまりにも求めるものが多くて整理が付いていないように思われます。個人的には、日本国民として「規範意識や道徳心の育成」を行った上で、人生観として「生きる」意味を東日本大震災のような非常事態の中で学び、社会貢献活動や「不測の事態に臨機応変に対応する力を身に付ける」ための活動を、初等教育のカリキュラムに入れ込んで習慣付け、日本国民としての基礎を構築することが肝要であると考えます。その上で日本国として、国民をどのような方向に育成したいのか方針を決めて教育を実施すればいいのではないかと思います。ただし、教育の過程における「落ちこぼれ」は日本国民としての基礎を構築するまでの教育では許さないことが前提となります。</p>
2	2	○		<p>青少年の体験活動については、人間は自然の中で生存する生物の一つであることから、特に自然体験活動については青少年期により多く体験することは生命力を高めるためにも肝要であると考えます。また、これらの活動を年数日程度体験してもその効果は薄くその狙いを達成することはできないと考えます。そこで長期休業中の期間を活用するなど、少なくとも年2週間程度の体験活動を経験する必要があると考えます。実施形態としては学校教職員に過度の負担がかからないように配慮し、各地域に広がる総合型地域スポーツクラブと小中学校が連携し、長期休業中などを利用し自然体験学習を実施することを提案します。特に豊かな自然が残る地域の総合型クラブは少子高齢化の進む過疎地域が多く、それらの総合型クラブを自然体験学習の活動拠点として育て、豊かな経験を持つ地域の高齢者を指導者として育成し廃校等を利用した施設の充実などを図らせる。このように自然豊かな地域の総合型クラブの特性を活かし自然体験学習に特化したクラブとして財政的にも自立を図らせることは過疎地域の総合型クラブの育成ひいては地域活性化にもつながるものと考えます。</p>
3	3	○		<p>確かに、体験活動は、高い教育効果を持つ場合があると思います。 しかし、一般に体験活動は、ある程度まとまった時間を必要とします。このため、体験活動を教育課程に現状以上に取り込んで強制すると、生徒や教師等の負担を不当に増大させたり、他の学習活動の時間を不当に減少させたりするおそれがあると思います。 また、体験活動には、生活・文化体験活動、自然体験活動、社会体験活動があり、その具体的な形態は、ほぼ無限に存在すると思います。それにもかかわらず、その中から特定の体験活動を学校等が選択して強制するのは、多様な体験活動の実現や生徒等の様々な志向を無視することになり、妥当でないと思います。 したがって、体験活動を現状以上に教育課程に取り込んで強制するのは妥当でなく、学校等は、様々な体験活動事業の開催や情報提供等の多様な体験活動の機会の提供を行うにとどめるべきだと思います。 仮に、体験活動を現状以上に教育課程に取り込むとしても、その形態は、「体験活動を〇〇時間以上行うこと。」というような抽象的なものにとどめ、具体的にどのような体験活動を行うかは、生徒等の自由な選択に委ねるべきだと思います。</p>
4	4		○	<p>若い時期にボランティア活動を体験することは、とても有意義なことだと思います。ただし「生き抜く力」ばかりが強調され、苦しい困難な活動ばかりを体験させることには反対です。ボランティア活動は苦しいつまらないことだと思わせたら、将来自主的にボランティア活動をやろうとはしないかもしれません。ボランティア活動を体験することで、人生の楽しさ、助け合う姿の素晴らしさ、障害に対する正しい認識などが培われ、結果的にボランティア活動の必要性和素晴らしさを実感し、それが「生き抜く力」に反映していくような体験事業の実現を強く希望します。 また私たちの組織は全国に支部があり、どこの学校の学生さんでも受け入れて、ボランティア活動に対する教育や、施設訪問などの楽しいボランティア活動を、計画的かつ継続的に実施できると考えますし、基本的に完全無償ボランティア活動の団体ですので、予算の限定にも協力できると思います。</p>

受付 番号	件数	提出者		御意見
		個人	団体	
5	5	○		<p>「今後の青少年の体験活動の推進について(中間報告)」を読んで今後の施策が待ち遠しいという久々の感動を覚えました。</p> <p>しかし、答申の中で幾つかの疑問点を感じました。</p> <p>その一つはニート、引きこもり、不登校、うつ病等と体験活動の問題です。私も長年不登校児童生徒の療育のためのキャンプを指導してきましたが、すべての児童生徒が自然体験、社会体験の不足とは言い切れないと感じています。安易なチャレンジ体験が逆に拒食や不登校を誘発した事例もあります。精神発達に関する問題は、専門家との連携、協働無くしては効果は望めません。精神医学の専門家には自然体験の有効性を認識してもらい、自然体験の専門家には精神医学の知識を理解してもらう必要があります。うつ病の問題も自然の中でのメンタルケアの有効性は古くから認識されていますが、短絡的に結びつけることは患者及びうつ病が疑われる人々の社会的隔離を誘発することにつながると考えます。古くから言い古されているが未だに実現しない学校教育と社会教育との連携もその実現には大きな疑問を感じます。また私のライフワークでもあった社会教育主事の専門性に対する一文も大きな疑問を感じます。昭和24年以来言い継がれてきた社会教育主事の専門性も法改正の連続によってその有効性を削がれて参りました。教員生活の大半を社会教育に携わり、早期退職し、海外シニアボランティアとして4年国内を離れていましたが、この4年間の施策の方向性には驚愕しております。皆様のご活躍により多くの青少年の学校外活動に救いの手をさしのべてください。</p> <p>皆様の御苦勞に感謝するとともに今後の答申の進む道に期待をしながらこの文については更に熟読させていただきます。</p>
6	6	○		<p>高等学校生徒における体験活動の重要性</p> <p>本報告の「体験活動は、仲間とのコミュニケーションや自分自身との対話、実社会との関わり等を考える契機となり、結果、他者への共感や日本人としての心の成長、個人や社会の歴史の形成につながっていく。青少年期にその基盤を作ることが重要である」との指摘には賛成である。</p> <p>最近本報告にも指摘があるように、幼少期における異年齢集団での「群れ遊び」減少の影響もあり、他者との適切な距離感の取り方やコミュニケーションの方法に戸惑いを覚える若者が増加している。</p> <p>高等学校生徒における体験活動は、この現状を打破しその後の人生を生き抜く土台を作るという意味で、教科学習と同等、もしくはそれ以上に重要な教育活動であると認識している。</p>
6	7	○		<p>体験活動を推進する時間の設定</p> <p>本報告にある体験活動の中で生活・文化活動や自然体験活動は、高等学校においては生徒会活動・部活動やクラス合宿、文化祭等の各種の学校行事に当てはまり、社会体験活動はボランティア活動や就業体験活動に当てはまると考えられる。</p> <p>生徒はこれらの活動を通して、授業のみでは得られ難い人間関係作りの方法を体感し、自らの人生観を磨いていく。</p> <p>しかし現状では、指導すべき内容が増加した新学習指導要領実施に伴い、旧来の週5日制で実施してきた授業時数では内容を消化しきれずに、7時間目や土曜日に授業を実施したり、長期休業日の削減や既存の学校行事の削減等で授業時数を確保している例が数多く出てきている。</p> <p>このことは、これまで部活動や学校行事等に振り向けられていた時間の減少を意味し、本答申が目指す「体験活動を推進する時間の増加」とは相容れない方向性の動きである。</p> <p>文部科学省内の各部署間で十分な調整を行っていただき、生徒が在籍している限られた時間をどのように配分するのが合理的であるのかを、大局的な見地からお示しいただきたいと考えている。</p>

受付番号	件数	提出者		御意見
		個人	団体	
6	8		○	<p>体験活動を実施する場の設定</p> <p>体験活動の中でも就業体験活動は、生徒にとって学校内という日常的な環境から異質の環境に身を置き、自らを振り返ると共に社会の仕組みや人間関係等を肌を通して感じ取ることのできる貴重な体験であるが、その社会的な評価が十分とは言えない状況が続いている。本報告にもあるように「体験活動を積極的にに行った青少年を(大学等の)学校や(企業等の)社会がしっかりと評価するよう」な仕組み作りをお願いしたい。</p> <p>また、経済団体の中央組織からは「学校から職場体験の依頼が少ない」との指摘を受けているが、学校現場からは「地域の企業に職場体験を依頼しても断られる例が多く、学年の生徒全員の受入先を確保するのに多大の労力を要する」との声も聞こえてくる。</p> <p>地域の企業団体、教育行政、学校現場が個々に行動するのではなく、小規模な地域の中で、各組織が職場体験に関する情報交換を積極的に行い連携を強化することにより、十分な生徒の就業体験の場を作り出していただきたい。</p>
6	9		○	<p>体験活動の指導者養成</p> <p>高等学校教育における就業体験以外の体験活動の指導は、多くの場合、クラス担任や生徒会活動・部活動顧問によって行われている。最近の教員職務の多忙さは様々な機会に指摘されている通りであり、このような中で他機関との調整を必要とする就業体験活動の設定業務が加わることは、教員業務に更なる負担を強いるものである。</p> <p>就業体験の設定業務に関しては、地域の企業や教育行政機関との関わりばかりでなく、近隣の他校との関連も視野に入れなければならない業務となる。このような性格から、一つの学校に専属とするよりは地域で数人を採用し、コーディネートの作業等を専任で行うようにする方が合理的であると考え。地域への新たな指導者配置をお願いしたい。</p>
7	10		○	<p>青少年の体験活動の定義・意義・効果について</p> <p>青少年の体験学習について、現在のビジュアル体験学習においては、「本物を見る、聞く、体験する」という活動は、小・中・学生にとって貴重な体験であり、その教育効果は計り知れない。</p> <p>自然体験活動は、青少年期に多く体験させることが望まれ、この体験は、生長する青少年に大きな生命力を与えるものであって、数多く体験させたいところである。</p> <p>現在の子どもたちは、学ぶ意欲の低下、自己肯定感、人間関係の希薄、いじめの問題、等の多くの課題を抱えていることから、この体験活動は、コミュニケーション能力や規範意識の育成に大きく貢献できるものである。</p> <p>兵庫県が実施している『トライやるウイーク』(職業体験)でもその効果は明らかである。</p>
7	11		○	<p>青少年活動の体験活動を推進するための取り組みについて</p> <p>体験学習を実行するには、施設・指導者・時間・費用が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設について・・自然学校は夏季を中心にして、利用が集中している。これについては、積極的な利用調整が必要である。 ・指導者について・・社会教育施設に必ず社会教育主事を配置することが重要である。 <p>社会教育主事の有資格者は、現職教員や退職教員にも多くおり、不足しているとは思えない。また、高齢者大学などで『ボランティア』『社会貢献』などを学んだ高齢者の協力を得ることなどで解決できるのではないかと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間について・・今回の学習指導要領の改訂により、現場では授業時間の増加、授業内容の増加などから、体験学習に充てる時間の捻出が困難をきたすと思われる。この実施にあたっては、夏季休業の短縮でしか対応できないように思える。 ・費用・・体験学習の実施には、かなりの費用が必要でその裏づけを明らかにする必要があると思う。

受付 番号	件数	提出者		御意見
		個人	団体	
7	12		○	<p>教員の体験活動に関する指導力向上</p> <p>教員の必要単位として、自然体験、社会活動体験、文化体験など「必修単位」化すべきと考えます。 また、教育実習として実施するのも良いと考えます。 なお、『教員養成段階において、学生を子どもたちの体験学習にボランティアとして参加させる』という意見があったが、現場では、『教育実習生』を持ったのと同様であり、あまり戦力として期待できないのではないかとと思われる。</p>
8	13		○	<p>平成17年度より地域子ども教室、19年度より放課後子ども教室を年間250程度開催しております。地方型の優秀事例として東京で発表もしましたが、現在の学校教育だけでは子どもたちを教育して行くことは難しいと感じています。学校教育で概念学習をしながら、地域の力で体験学習をやって行く新たな仕組みが必要だと思えます。体験学習のプロとして日々子どもたちに関わり、生活して行けるような仕組みです。放課後子ども教室を更に発展させ、放課後の子どもたちの安全見守り、体験学習の実施、伝統文化の継承、エコスクール、学習補助、地域づくりなども含めてやって行くまさに地域に根差した自然学校を各地に作ることで実現するのではないかと思えます。幼児教育から高齢者の生きがいづくりまで、社会教育をプロとしてやって行く組織です。そうすればいじめ問題も解決されると思っています。</p>
9	14		○	<p>青少年教育施設についての意見</p> <p>現在、国立の施設が28、公立が516施設あるそうですが宮崎県においては県立の施設が3施設あります。それぞれ、いろいろな工夫を凝らした企画でプログラムを組み立てられているようだが…。公務員気質なのか、はたまた競争がないからなのか、ところてん方式で消化されているような気がします。 利用する学校側も例年、同じ施設で同じプログラムで安心だとは思いますが、それでは教員の体験活動の指導力向上はあまり期待できないと思います。 安全は確保しつつ活動範囲をひろげる努力がほしい。それには、やはり民間団体との連携が必要と思われる。 そこで提案ですが、地方の中山間地域にある休校・廃校した学校を地域の団体に委託して青少年教育施設としての活用や閉鎖されたゴルフ場の青少年教育施設への転用など民間運営の施設整備を推進することで、既存の国公立施設にも刺激となりより良い体験活動の推進が図れるものと思えます。 時間でプログラムを消化するのではなく、ゆとりある体験活動を進め参加児童一人一人に目配りができる施設がほしいものです。また、そういった施設を運営したいものです。資金があれば…。</p>
10	15		○	<p>今回の中間報告は、ボーイスカウトなど社会教育現場の現実に即した、大変有意義なものとなっています。</p> <p>現在、大学教育の現場では、キャリア教育、社会におけるコミュニケーションの必要性が強く望まれています。これまで、大学教育においてはそのカリキュラムで期待されていなかったこれらの課題は、高等教育以前の生徒・児童の個人的な「体験」から解決策を見出されてきたものであると考えています。結果として、現代の大学生は、自らが体験することなく、知識としても蓄えてくることなく育ってきてしまっているということになります。</p> <p>体験活動の定義、社会教育との協働など、青少年の「体験活動」に関して学校現場だけでは対応できない、またはしづらい問題点を明確にしておき、この報告を実現することにより、青少年における多くの問題が解決していく道筋が見えてくると思えます。</p> <p>できることなら、この報告をもっと学校現場にPRしてほしいと思います。この報告は民間社会教育の現場で感じていることを研究報告として明文化しています。私達ボーイスカウト指導者が青少年との活動の中で日々感じていることが文部科学省の議論の俎上に上がっていることがとても重要であると考えます。</p> <p>学校現場だけではなく、社会全体で青少年を育成していくきっかけとしてこの報告が活用されることを期待します。 施策の展開の面からも、行政単体で動くのではなく、民間団体との連携、協働を考えている点も重要であると感じています。</p>

受付 番号	件数	提出者		御意見
		個人	団体	
11	16	○		全体を通じ、初等中等教育段階の比重が大きく、大学生に関わる記述が薄いのではないか。発達段階に応じて書き分け、図示があると良いのではないか。
11	17	○		中教審では、学士課程教育に係る答申がまとめられ、「サービスラーニング、インターンシップ、社会体験活動や留学経験等」の意義・効果について言及されている。そうした内容と整合した議論を深めてはどうか。
11	18	○		東京大学のギャップターム構想に触れ、「大いに共感し、高く評価したい」と言及いただいたことは、東京大学関係者として心強く思う。一方、既に国際教養大学のように独自のギャップイヤーを実践している大学もあり、そうしたグッドプラクティスも取り上げてはどうか。
11	19	○		産業界・NPOが連携し、大学生のNPOでの長期インターンシップを奨励する先導的な取組みの事例（損保ジャパンCSOラーニング制度）があり、本学としても注目している。米国を範としたとされる、そうした青年に相応しい体験活動推進の取組の普及についても言及されて良いのではないか。
11	20	○		大学に関わる体験活動期間としては、大学入学時に止まらない。欧米のギャップイヤーも、多様な時期に実施され、普及している。在学中の休学の積極的な意義づけ、卒業から就職までの期間の利用（JICAは、その受け皿となろうと積極的に対応している模様）など、様々な選択肢が示された方が望ましいのではないか。
11	21	○		評価・顕彰制度については、個別の主体では適切な対応が難しいので、前向きに検討を進め、大学生にとっても有意義なものとなるよう設計いただきたい。
12	22	○		13Pの体験活動の指導者養成であります。これも大切なことであります。しかし、8p29行にあるような大学生の活用との整合性を考えておかなければいけません。どちらも活用したいというのが本音ではありますが、ならば、それが可能な指導者の養成および活用の仕組みを築かなければなりません。これは現在、機構本部で構築されている新指導者養成制度に期待するところが大きいです。

受付 番号	件数	提出者		御意見
		個人	団体	
12	23	○		<p>7Pの最終行にある社会教育主事によるコーディネート等を通じ…はまさにそのとおりと思いますが、社会教育主事の人数と学校数を考えた時に、その現実味は薄れてしまいます。</p> <p>もちろん社会教育主事の役割でもありましようが、もっと多くの人々がこの役割を担える仕組みが必要となっています。</p> <p>ましてや、13Pの最終行の、プログラムの企画実施においては社会教育主事の活用や…というのは、社会教育主事に対し、過大な負荷をかけることになると考えられます。</p> <p>それよりも、コーディネートに専念していただき、企画指導のできる人材を配置することのほうが大切でしょう。</p> <p>また加えて申せば、そのような人材を育成することこそが、社会教育主事の役割と考えます。</p> <p>また、旅行的に言えば、教育委員会に配置される社会教育主事が養成する指導者は発地型の人材であります。</p> <p>また、受け地である青少年教育施設が養成する指導者は着地型の人材であります。学校の事業の内容によって、発地型の指導者がいいのか着地型の指導者がいいのかを、社会教育主事や、コーディネート人材が、相談に乗り手配するのが良いでしょう。</p>
12	24	○		<p>P18の5行目に書かれているように、国立青少年教育施設は質の高い職員を要していると考えられています。</p> <p>しかし職員が、入れ替わることも多く、現在その質を一定水準以上に保つことは、各施設、各個人の努力にその多くがゆだねられています。</p> <p>この質を担保し、かつ、より向上させるためには、独立行政法人国立青少年教育振興機構がトレーニングの制度を確立する必要があるでしょう。</p> <p>これは、指定管理者が大半となりつつある、公立施設の職員の質の向上にも寄与する制度となると考えられます。</p>
13	25	○		<p>体験活動の意義については、「意義」が何なのか分かりにくい。見出しを付けるなど工夫がほしい。また、文言的にも「日本古来の精神性?」、「人間としての許容量」等、意味が不明瞭な表現が散見される。「意義」としての文末表現も「～重要である。」等が適切なのか一考を要する。全体として、「意義」を整理し、論理的に述べる必要性を感じる。</p>
13	26	○		<p>体験活動をめぐる状況や課題については、学校教育においては、ゆとり教育からPISA型学力への教育施策の転換が大きな要因となっている。各学校の教育課程編成の基準となっている「新学習指導要領」では、体験活動の主要な時間とも言える「総合的な学習の時間」や「学校行事」が大幅に削減され、理・数・英教科の時間が増加された中で、体験活動の時間を十分に確保することが物理的に困難になってきている現状を認識する必要がある。</p>
13	27	○		<p>学校・家庭・地域による体験活動の推進については、体験活動の真髄(核)とも言える「命の尊さ:生命尊重」を強調する必要があると考える。今日、「いじめ」による自殺問題がクローズアップされている中、本中間報告で、学校の責任、家庭の責任、地域の責任で、体験活動の核である「生命尊重」の育成を取り上げ、それぞれの果たす役割を提言していくことが大切ではないかと考える。(「生命尊重」のコンセプトを、意義に入れるべきではないかと考える。</p>
13	28	○		<p>東日本大震災を踏まえた青少年の体験活動については、原発事故による子どもたちの心のケアに触れていることは良いが、放射線量に係る風評被害から、体験活動を提供する社会教育施設の管理運営が利用者数の大幅な減少に苦悩していることや、除染作業、放射線量の測定や食材の安全対策等、通常業務外の業務が増加していることなどから、財政的・人材的な援助が不可欠であるを付言していただきたい。</p>

受付 番号	件数	提出者		御意見
		個人	団体	
14	29	○		<p>14～15ページ「閑散期には教育施設を閉じる」ということについて 国立の施設では、各都道府県の教員や国立大学法人からの人事交流を行っているが、季節開放を行った場合、こうした職員の処遇をどのように考えているのか。「閉鎖期間中は別の施設に異動してもらう」あるいは「閉鎖期間中は出向元で勤務してもらう」など、職員や出向元に負担を押しつけるだけの虫のいい解決策を思い浮かべているのであれば、即刻考え直していただきたい。</p> <p>加えて「閑散期」について考えていただきたい。そもそも、自然体験の時期に「閑散期」などあるのだろうか。春夏秋冬それぞれの季節に体験すべき自然はあって当然であるし、文科省が真に体験活動の充実を図るのであれば、従来のような春～夏に集団宿泊を集中させる教育課程を見直し、例えば4つの季節を4つの学年で段階的に体験してもらうというようなプログラムを提示してはどうか。</p> <p>施設職員にとっても、繁忙期と閑散期で業務量が極端に異なる状況は、むしろ業務の効率を悪化させる要因と考えられる。年間を通じて一定の利用者があり、研修支援と事業が実施される状況の方が、改善、検証、効率的な広報や事業計画を立てやすくなると思われる。</p>
15	30	○		<p>p5 冒頭(p3)で「意図的、計画的に提供される体験」という体験活動の定義づけが紹介されながら、ここで「家族行事」「家事手伝い」を「効果的な体験」とすることに違和感を覚える。「意図的、計画的に」我が子に対して「体験を提供」している親も中にはあるかもしれないが、学校、地域で計画される体験活動と同一線上で論じるべきものではないと感じる。</p>
15	31	○		<p>p6 「全力を出す『スイッチ』を入れるチャンスを失っているのではないか」について、全く同感。</p>
15	32	○		<p>p6 「『働く』ことの意味を実感として理解する必要がある」とあるが、部会では何を、どういう事を「働くことの意味」としているのか。その議論はあったのか。</p>
15	33	○		<p>p6 「自然と向き合う＝生活の原点」という式は現代では成り立たないのではないかと？ 「人間という生物の元々の原点」かもしれないが、今の子ども(あるいはその親の世代)の生活の原点がどういうものなのかを明らかにすることが必要なのではないかと。</p>
15	34	○		<p>p7 「教員の多忙感の増加等の懸念」 → 「それがあるからこそ」の「民間の有効活用促進」を強く訴えたい。</p>
15	35	○		<p>p10 「進学塾やゲームなどの他の選択肢に比べどのような利点があるかを示して行くことが重要」とあるが、「利点」という視点と共に、「面白い」「興味をそられる」という事がないと実際には受け入れてもらえない。この点は民間が頑張らないといけないうところでもある。</p>

受付 番号	件数	提出者		御意見
		個人	団体	
15	36	○		p13 「国においてもその取り組みを支援する必要がある」→具体策として、付与される資格に「国がお墨付きを与える」という事を是非実現させていただきたい。(ex. 環境カウンセラー)
15	37	○		p14 「安全確保が出来る範囲を可能な限り広げる」というのはとても大切な視点であり、これがないと間違った方向で条例等が作られ、活動が制限されてしまう。
15	38	○		p15 「多面的な評価」…表現しやすい「稼働率」に対し、より大切な「成果」の部分ほど数値化しにくいというのがしばしば指摘されている所であり、この「多面的な評価方法」を以下に見出し、確立していくかという事は大変大きな課題であり、この研究にはもっと力を注ぐべき。
15	39	○		p17 「被災地の子どもたちの心のケア」…一時のイベント、キャンペーン的な動きにすることなく、「継続と頻度」を競う位の取組をしていただきたい。
15	40	○		p18 「防災教育の仕組み作り」…「予算措置とセット」を前提に議論を。
15	41	○		p18 「言語活動の充実」…どの段階で始めるかが問題。高校では遅い。具体的な開始時期の設定まで言及してほしい。
15	42	○		p19 「(ジャンボリーを9「政府としても積極的に支援を行う必要がある」についてボーイスカウトが規模、歴史、社会貢献の点で団体の中で群を抜いている事を否定されることはないだろうが、一団体を「政府として積極的に支援を行う必要がある」と言い切る事についての説明は必要ではないか。
16	43		○	※1. 「1. 青少年の体験活動の定義・意義・効果について (1)体験活動の定義について」において …2つめは、自然体験活動であり、例えば登山やキャンプ、ハイキング等といった野外活動… …2つめは、身近な川や山での自然体験活動であり、例えば登山やキャンプ、ハイキング、 魚とり 等といった野外活動…
16	44		○	※2. 「1. 青少年の体験活動の定義・意義・効果について (2)青少年の体験活動の意義について」において ○他者や生物への配慮を含め… ○ 自然に対する畏怖の念(又は、心)を育み 、他者や生物への配慮を含め…

受付番号	件数	提出者		御意見
		個人	団体	
17	45	○		<p>中間報告の「民間団体・民間企業との連携による体験活動の推進」の「近年では、国や地方公共団体、そして民間団体のみならず、民間企業がその特色やアイデアを活かした様々な形で、社会貢献活動として、青少年の体験活動の機会と場を提供しているケースが多く見られる。こうした民間企業が提供する体験活動は、青少年に多様な体験活動を提供する上で、有意義であることから、今後さらなる広がりを期待したい。」という論点について意見を提出いたします。</p> <p>弊社は「生きる力を大地から学ぶ」を基本理念に、農作業を中心とした自然体験活動と異年齢の子どもたちの共同生活を通じて、子どもたちの心と身体の健全な育成・成長を支援する市村自然塾を運営しております。「自然の助けを借りながら、共に考え、知恵を働かせ、自らの汗を流し、自らが成長する」を基本方針に、毎年、早春の3月から収穫期の11月までの約9ヶ月間に渡る通年型の活動として2002年より継続して実施。金曜日学校が終わってから日曜日の午前中までの2泊3日で、男女各28名が隔週で集い、春の種まきから秋の収穫まで、一連の農作業の全てを子どもたちの手で行い、育てる野菜の種類は約40種類にも上ります。塾生は、野菜を育てるプロセスの中で、思うようにならない自然の摂理を体感し、創意・工夫で困難を乗り越え、額に汗して働くことの大切さや、仲間と協力して得られる達成感、そして収穫・恵みに対する感謝と喜びを実感します。9ヶ月間の活動で、子どもたちの言動も顔つきも着実に変化します。入塾のときから卒塾まで何回か作文を書かせることで、意欲や仲間を気遣う心が育まれていることが手に取るように分かります。また、「家事を率先して手伝うようになった」、「自信を持って自分の意見を言えるようになった」、というような保護者の感想も聞かれ、塾に通うことにより、生活の中で具体的な変化が現れ、子どもたちに自立心、責任感、協調性などが養われています。毎年90%を超える参加率を維持しており、これは、農作業は大変で苦しいと思いつつも、充実感を味わい、仲間との交流の中で楽しさを実感している表れと考えております。保護者からも意義ある活動として高い評価を得ております。近年は地域教育委員会や複数の学識者等の見学も増えており、省庁の委員会等への参加を要請される等、この取り組みに対する社会からの評価も高まってきていると認識しております。</p> <p>中間報告にも「民間企業が提供する体験活動は、青少年に多様な体験活動を提供する上で、有意義であることから、今後さらなる広がりを期待したい。」とあります通り文部科学省さま主催により、弊社と同様あるいは類似した思いを持ち、実際に活動をもし、この提案にご賛同いただけるようでしたら、弊社は委員会への人的協力、「市村ご検討のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p>
18	46	○		<p>3. (2)5 指導者養成について 国立三瓶青少年交流の家で、自然体験活動指導者研修を受講しました。大学では教育行政コースに学び、現在は社会教育に関連する図書館に勤務する者です。教育関係者、また保護者として、体験活動と生涯学習との連携の模索を考えています。今回の中間報告、3章(2)機運の醸成に賛同します。受講者として意見申し上げます。特に5指導者養成についてです。自治体ごとに体験活動を推進するには、 ①学校教員 実施者・責任者・調整者 ②全体指導者 プログラムアドバイザー(教育学の基礎的理解も必要だと思ひます) ③関連教育施設の人 協力者 博物館・科学館・図書館など ④地域の人 民間企業、農林水産従事者、シニア、ボランティアなど ⑤保護者 理解者・支援者 と、さまざまな者をまきこむことが必要です。役割分担も重要です。全体指導者研修では、①～⑤の方を交えて、プログラムを構築する体験が必要だと考えます。ですので、指導者養成事業の内容面のさらなる充実を期待します。私は、子どもの成長のためには、大人の成長も必要であると考えています。上にあげた②③④⑤の人が体験活動の関わることは、自身の学び・成長につながります。自然体験活動の効用のひとつとしてアピールできると思ひますし、生涯学習社会の推進にも寄与すると思ひます。また、事故発生時の責任が、全体指導者に帰せられる説明を受けました。指導者は、安全管理を実施するべきですが、責任は学校にあるべきです。でないと、一市民がリスクを背負ってまで、学校教育に協力することはないと思ひます。</p>

受付番号	件数	提出者		御意見
		個人	団体	
19	47	○		<p>⑤体験活動の指導者養成(13p)についての意見 先ず、この中間報告の「体験活動」の定義において内容に応じて3つに分類されるとある。 その3つをボランティアを軸として定義すると次のA.B.の2つに分類されると考える。 A.青少年に体験活動を実施する地域のボランティア(1. 生活・文化体験活動、2. 自然・環境に係る学習体験) B.青少年自らが活動するボランティア(社会体験活動) 現在の教育現場においては、この2つのボランティアが関わりあって青少年育成に取り組んでいる。 しかしながら、学校の教員をはじめ、公民館の主事、地域教育コーディネーター、社会福祉協議会のボランティアコーディネーターなど、関わる「コーディネーター(指導者)」それぞれの「ボランティア」に対する価値観がばらばらであるとともに、「ボランティアコーディネーション」に対する理論的、技術的な専門性を持ちえていない現実がある。それによって、本来のボランティアの力を引き出せないとともに、青少年も自らの能力を出し切れていない。この中間報告において、「質の高い指導者養成や、指導者等をコーディネートできる人材の育成が急務である。」としているがまったく具体的な方策が示されていない。人材育成として東日本大震災でのボランティア活動をはじめ、学校教育における体験学習などをリードする「ボランティアコーディネーション力」を明文化し体系的に学び資格として身につけることを、もっと具体的に示す必要があると考える。 よって、⑤体験活動の指導者養成の中に、「ボランティアコーディネーション力検定資格の取得」などと積極的に育成方法を明記することを提案する。 なお、総務省の平成23年度社会生活基本調査の結果によるとボランティア活動の行動者率の中で「子どもを対象とした活動」は前回の平成18年度より2.6ポイントも上昇し、東日本大震災にかかる「災害に関係した活動」とともに上昇している現状があり、青少年育成におけるボランティアコーディネーションの必要性は疑う余地もない。</p>
20	48	○		<p>中間報告は、概ね賛同するが、下記いくつかの点も考慮に入れていただきたい。</p> <p>・Learning for Life Program 諸外国において、「学校教育」(フォーマル教育)と「家庭教育」(インフォーマル教育)が有機的に補完・連携しあい、社会の変化にうまく対処する準備として、青少年運動やクラブ活動などのノン・フォーマル教育が盛んであるが、国内では過小評価されている様に思われる。ボーイスカウトアメリカ連盟が、1990年に着手した新しい補助事業であるLearning for Life(LFL)は、「学校を基盤とする学習」と「仕事を基盤とする学習」の両者を結びつける諸活動の部類に属する。LFLは、性格形成、自尊心の発展、倫理的な意思決定のプログラムを少年と少女の両方に提供するとしている。従ってこれは、ボーイスカウトのみならず、一般の学校の生徒にも適用される。そのプログラムは、学級を基盤とした行動学習の過程である。それはコアカリキュラムを向上させ、また援助する年齢に応じた、また学年に特有の授業計画を特色とする。役割分担、小グループによる討論、反省的で道徳的なジレンマによる訓練、及び直接体験の活動のような教授技術が、最適な効果と記憶の保持のために用いられる。地域社会の役割モデルが、生徒たちと彼らの価値や専門知識を共有し、しかもまた地方の学校との貴重な地域社会との連携及びパートナーシップを形成しながら多くの話題を提供するよう奨励されている。大学全入の時代を迎え、学生の質の多様化に対応した大胆な教育改革が大学に求められていることから、米国で開発され高等教育前に行われているLFLの日本での可能性を検証し、リーダーとなる人材育成を大きな目標とし、その活用展開を検討する。</p>

受付 番号	件数	提出者		御意見
		個人	団体	
20	49	○		<p>・Youth Involvement Policyの確立(組織の活性化のために)</p> <p>民間団体が青少年の健全育成のために、多様な体験活動を提供しているが、どの団体も会員の減少に歯止めがかかっていない。これは、団塊の世代を中心に第二の人生を青少年の為に意欲だっ活動に参画しているのは好ましいが、組織の世代交代が進まず、組織のガバナンスも健全ではない状況が発生している事実がある。次代を担う青少年の育成にとっては、青少年が組織運営に参画し、世の中の諸問題、ひいてはこの国や地球規模での未来を担う人材を育成する意味においては、青少年が組織運営に参画することは必須の事項であるとする。その意味でも世界に先駆けて「Youth Involvement Policy」を確立し、各種青少年団体や社会教育団体での制定を勧告をする。加えて、大学の第三者評価ではないが、各種青少年団体や社会教育団体においても第三者による評価を定期的に行い、組織が健全に運営できているかをチェックする機能が求められている。</p>
20	50	○		<p>自らが考え、自ら行動する若者の育成</p> <p>とりわけ「ゆとり世代」は与えられた枠内では行動できるが、自らが考え、自ら行動する力が乏しい。これは、各種教育がまんべんなく補完しあっていない証拠である。すべてを学校教育というのに求められた弊害であるとする。若者の国際競争力を高める意味においても、各種青少年団体や社会教育団体が青少年教育においてフラッグシップをとれるよう支援する必要がある。</p>
20	51	○		<p>社会教育団体の有給職員の能力強化</p> <p>各種青少年団体や社会教育団体の有給職員の能力が諸外国に比べ低い。グローバル人材育成をするうえで、それは致命的なことである。政府としても各種団体職員の研修の義務化などを盛り込む必要がある。</p>
20	52	○		<p>Youth for Change</p> <p>変革のための若者がそれぞれの地域社会の変化のエージェントとして若者主導のプログラムを展開する場を構築する。</p>
20	53	○		<p>ボランティア活動の義務化</p> <p>東日本大震災において、青少年のボランティア意識は高くなったが1年経った今、意識はあるのかわからない実態が存在する。これは、幼いころに養われるであろうボランティアマインドが欠如している証であるとする。高等教育機関で学ぶ者においては、ある程度のボランティア活動を義務化することを望む。例えば、災害はいつ身にふりかかるか予測がつかない。それに対し、「そなえよつねに」の精神で、常日頃災害に対しての知識、技能、そして心構えをしておく必要がある。いつ、どのようなことが起きても、地域・社会に役立てる知識や技能、そして心構えを養うと同時に地域との連携づくりを担える人材を育成する必要がある。各種ボランティア活動の強化、それは幼いころの体験が、マインドになり、自ら動ける人材、すなわち国を創る人材になります。</p>
21	54	○		<p>P8の②の2つ目の○</p> <p>教員養成段階において、の項目について 教員を目指す学生に対して、全国にある国立、公立の青少年の家等の施設で働く研修を義務づけその費用は国費負担として教員に必要な能力を育成する。を追記できないか。</p>

受付 番号	件数	提出者		御意見
		個人	団体	
21	55	○		<p>P13の⑤体験活動の指導者養成</p> <p>この項に、減少傾向にある社会教育主事の育成を記載し、さらに企業の研修においても従業員のリカレント教育の指導者として社会教育主事の活用をあげるなどして活躍の場や需要を増やすことで減少から増加に転じるよう記載してはどうか。</p>
21	56	○		<p>P15の最後の行</p> <p>後半「行政としても多面的に支援」とあるが、行政と記載するとすべの行政機関がはい。特に地方の行政機関では、すでに様々な支援を行っている。よって、国立の施設がない県では基だ、施設の支援について地方自治体の負担は大きいものになるので、ここでは、「国としても多面的に支援」とすべきではないか。</p>
21	57	○		<p>P18の上から2番目の○について</p> <p>「これらを踏まえ、広い敷地や多数の研修・宿泊施設をもち、質の高い職員を擁する国公立青少年施設において、災害への対応や防災に係る研修プログラム、「サバイバル」の要素を持った研修プログラムの開発・実施などを行い、青少年教育施設を防災拠点として、その機能強化を図る必要がある。」とあるが、今後発生する東海・東南海・南海地震での被災者の受入のこと、更には、経費の効率化から外部委託が多くなっている施設での食事の提供のことも念頭に、「これらのことや、今後発生するいわれている東海・東南海・南海地震を踏まえ、広い敷地や多数の研修・宿泊施設をもち、質の高い職員を擁する国公立青少年施設において、災害への対応や防災に係る研修プログラム、避難訓練や避難所としての運営、大量調理訓練等「サバイバル」の要素を持った訓練や研修プログラムの開発・実施などを行い、全国すべての青少年教育施設を防災拠点として、そのための国としての財政支援を含めその機能強化を図る必要がある。」とすべきではないか。</p>
21	58	○		<p>P18の「6. 今後さらに議論すべき事項」について</p> <p>この項の最後は、「さらに検討を行う必要がある。」とあるが、これだと具体性がないと考えます。また、団体が自ら自律して考え実行しなければならないことであるので人任せにすべきことでもありません。</p> <p>よって、どんなメンバーで、いつまでに行い活性化方策を立て、実行するのかを記載すべきではないでしょうか。</p> <p>現状では、社団法人中央青少年団体連絡協議会等が解散する状況ですので急ぐべきであると考えます。</p> <p>ただし、全国的な活動団体だけを見るのではなく、地域固有のネットワーク団体などからもメンバーを集め議論し、国の施策で必要なこと、地域でないといけないことなどを整理し実行を進める必要があると思います。</p> <p>さらに国外で活躍している日本青年や外国青年等も入り協議した方が良いと考えます。</p>

受付 番号	件数	提出者		御意見
		個人	団体	
22	59	○		<p>体験活動の意義について、より包括的にまとめられるとともに、ギャップタームにおける導入や、教員養成における指導者育成の必要性、社会全体での促進体制の推進、評価・顕彰制度の導入、青少年施設の活性化、防災教育との連携など、推進するための取組みが項目として整理して示され、今後の青少年の体験活動の推進においてその方向性を指し示す意義深い答申であると感じる。と同時に、より論点を深めることによって、さらに答申の意味が広がる点もあるように思われる。例えば、そもそもの「体験活動」の定義についてであるが、答申で述べられた教育的な価値の高い「体験」には、青少年の日々の生活において、日常的な生活から飛び出して体当たりする、「非日常性」というものが含まれているように思われる。体験活動を3つの区分に答申では分類しているが、社会活動への参加も含めてそれらに共通するのは、当人にとっての「非日常性」ではないか。また、この「非日常性」こそが、普段の自分の生活の外にあるものとの出会いを用意し、その意味では「自分」が相対化され再構築されるからこそ、答申で指摘されているような望ましい発達に繋がっていくのだと思われる。この点から考えれば、促進するに値する望ましい「体験活動」の特性をさらに明確に示すために、「非日常性」や「出会い」、「自分が相対化され広がっていくこと」等についての記述が必要なのではないかと考えるところである。また、青少年が「体験活動」を行うときに、その「現場」の登場人物である現場の人々や子どもたち、さらには障がいのある人たちにとっても、「体験活動」は参加する青少年と同様に、出会いや非日常性をともなう「体験活動」でありうる。つまり、交流が生じたときには、一方向ではなく双方向の意義が生じるのであり、「教育」は「共育」でもありうる。こうした体験活動に生じる、双方向性の持つ意義についても答申で触れていいのではないかと考えられるところである。最後に、指導者の養成という論点は大変重要な議論であり、答申での議論に加えて、例えば、教育関連大学・学部が集合して運営する「一般社団法人 教育支援人材認証協会」等との、学校教育や社会教育、家庭教育における地域からの教育参画を促す指導者養成の取組みなどとも連携して、指導者養成のためのネットワークの構築などについても触れてもよいのではないかと考えられるところである。</p>
23	60	○		<p>現在の青少年の体験活動に関する諸課題を多方面から拾い集め、分析し、幅広い提言となっている一方、全体的なまとまりや論の展開については、少しばらつきが感じられ、段落内の構成や順序、段落と段落の内容のつながりなどを工夫するとさらによいものになると思う。</p>
23	61	○		<p>青少年の体験活動に関する定義・意義・効果についての論から始めているが、現在の青少年の諸課題を議論するとき、現状だけをみつめるのではなく、これまでの青少年の体験活動に関する行政施策の成果や課題についての議論も行い、それらを併せて今後の提言に生かすことが有効ではないかと思う。また、目指す青少年像にも触れてはいいかと思う。</p>
23	62	○		<p>青少年の体験活動を充実させるために、就園前の子どもを持つ保護者、家庭の役割、保育園、幼稚園、子ども園の役割、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、企業、国、県、市町村等の役割を具体的に示せるとよりよい提言になるのではないか。</p>
23	63	○		<p>学校における体験活動の重要性については、今後も教育関係者に啓発していく必要がある。その方策として、まずは、校長・教頭いわゆる管理職の意識改革が必要である。校長会・教頭会等への働きかけも有効であろう。次に初任研、5年研、10年研の先生方への指導も併せて行うことが必須。</p>
23	64	○		<p>学校において体験活動の機会が十分に確保されにくい理由は、新学習指導要領の各教科等の時数、指導内容の確保を最優先にしながら学力向上を最優先課題として教育課程を編成するため、集団宿泊の行事にかかる日数・時数の十分な確保が難しいため、さらには、各教科指導において体験活動を組み入れた単元構成に教材研究、準備・連絡調整などの労力を要するため敬遠されがちであるためと考えられる。</p>

受付 番号	件数	提出者		御意見
		個人	団体	
23	65	○		教員の多忙化については、昨今議論されているところであるが、そもそも教員の最も大切な使命は、教科指導いわゆる授業の充実に他ならず、意味のある体験活動を単元内に位置づけることで、知識の習得や理解度の向上、学習意欲の高まりにより影響をおよぼすことを引き続き啓発していくことが大切であると思う。(学習指導の改善)
23	66	○		学校教育における体験活動の充実には、体験活動推進コーディネーターを校務分掌に位置づけることなども有効と思われるが、各学校では、特別支援教育コーディネーター、道徳推進教師、学力向上推進委員等かなりの数のコーディネーター的分掌が割り当てられていることも考慮していただきたい。社会教育主事資格を有する教職員OBの活用も考えられる。さらには、各都道府県ごとに有識者等をその委員として、計画づくり、実践の考察などを体験活動推進連絡協議会(仮称)を開催し、その成果等を全国連絡協議会で紹介しあう機会を設けてはどうか。
23	67	○		学校教育と社会教育の連携強化については、まずもって国でいえば、初中局とスポ局、教育課程課と青少年課の連携、各自治体の教育委員会においては、例えば、本県で言えば、義務教育課と社会教育課との連携、各学校では、公民館や社会教育施設との連携などこれまで以上の実効的な連携が望まれる。
23	68	○		学校教育を補完するという社会教育施設の役割として、各教科等の体験活動に関するプログラムの開発や理科の自然観察、星空観察、地層見学、川の学習、など、すでにあるプログラムを各学年の学習指導要領のねらいに近づけて再構成し、それを各学校の実態に合わせて提供していくなどの努力が求められる。
23	69	○		お互いの稼働率向上のため、さらには国民に愛される社会教育施設として、今後ますます国や公立、民間の社会教育施設同士の様々な情報交換などの連携が求められる。
23	70	○		震災前のレベルに戻るまで、今後しばらくの間は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)に対する積極的な支援が必要。津波の被害により、壊滅的な被害を受けた公立青少年教育施設についての新たな建設推進・補助等についても視野に入れていただきたい。また特に原子力災害により、避難を余儀なくされ、仮設住宅等で生活し、屋外活動の確保が難しい福島県の子どもたちについては、国、県が連携して計画的にの体験活動に関するハード面を含めた環境づくり、機会の確保のため継続して支援していくことが必要であると思う。
23	71	○		新しい時代に要請される施設運営の在り方の視点に関しては、稼働率の高い施設の事例を踏まえた検証等を工夫し、今後望ましい施設運営の在り方を具体的に示されると非常にありがたい。
24	72	○		青少年の体験活動の推進について、大賛成です。これらの提言が実現して、今後、体験活動が更に推進されていくことを強く望みます。

受付 番号	件数	提出者		御意見
		個人	団体	
24	73	○		現在の青少年の体験活動をめぐる状況や課題について 体験活動の効果や意義の重要性が言われているが、現状は、青少年の体験活動の機会は急速に減少している。それは効果・意義ある活動だと認識していない人が大多数だからで、皆が必要だと認識すれば、現状は変わっていく。ぜひ国をあげて、民間も連携し、体験活動の意義を訴えかけていく必要がある。特に教員の意識を変えていく。
24	74	○		3-(1)-①学校教育における体験活動の推進 体験活動の取り組みには、様々な課題があると思うが、意義ある活動であれば、尚更、今の指導要領の記述を一歩進めて、必修となるように明記して、必ず行うようにすべきである。
24	75	○		3-(1)-②教員の体験活動に関する指導力向上 既に課題の中で教員の多忙さがあげられている。そこにきて、更に現職の教員に全てを求めることは無理が生じる。そこで、教員には体験活動の意義を理解することにとどめ、実際には、民間や地域の専門家等を活用・連携して体験活動を推進していくことが必要だ。
24	76	○		3-(2)-②学校・家庭・地域による体験活動の推進、③民間団体・民間企業との連携 3者の連携は大変重要。特に学校の理解がカギとなる。多くの民間は学校と連携したいと思っている。
24	77	○		3-(2)-⑤体験活動の指導者養成 良質なプログラム提供と安全の確保の面から、指導者の質を確保することが重要である。そのため、公的な資格制度や指導者養成制度を構築することに大賛成である。
24	78	○		今後さらに議論すべき事項 体験活動は、これだけ意義のある活動であるとされていながらも推進されない現状にあり、民間の力だけでは限界がある。そのためには、法的根拠に基づくことが必要であり、体験活動が推進される法律の整備が望まれる。
25	79	○		全体として、青少年の体験活動の推進は官民ともに積極的に進めるべきと思います。
25	80	○		1(2)青少年の体験活動の意義について 青少年にとって、将来に対する選択肢が広がること、興味が拡大すること、成長に意欲的になれることなど、青少年の体験活動の意義について多数を巻き込んだ議論となり、みんながその必要性を再認識することを期待します。
25	81	○		2. 現在の青少年の体験活動をめぐる状況や課題について 体験活動の機会に「格差」が生じているとの指摘に同意します。

受付 番号	件数	提出者		御意見
		個人	団体	
25	82	○		3-(1)-①学校教育における体験活動の推進 学校教育と社会教育の連携強化は必須と考える。社会教育主事の減少などが指摘されているが、ぜひ、現代に見合った制度なども構築し、推進してほしい。
25	83	○		3-(1)-②教員の体験活動に関する指導力向上 すべてを教員に期待することは難しいが、最低限の体験活動は教員にも必要と考える。そのためにも研修の場(施設)なども必要だと思う。
25	84	○		3-(2)-①体験活動に関する理解の促進 保護者に対する理解促進は重要。
25	85	○		3-(2)-②学校・家庭・地域による体験活動の推進 障害のある子どもの体験活動の推進も積極的な展開を期待したい。
25	86	○		3-(2)-③民間団体・民間企業との連携 さまざまな協力者を得るシステムは、体験活動を推進していくうえで必要不可欠であると強く感じる。
25	87	○		3-(2)-④体験活動の評価・顕彰制度の創設 すでにボーイスカウトやガールスカウトで行っているバッジテストなどは体験活動の評価であり、参考にしたり、活用してほしい。
25	88	○		東日本大震災を踏まえた青少年の体験活動について 防災教育は早急に実施すべきである。また、東京都の都立高校での宿泊防災訓練なども平成24年度から実施される中、他団体などとの連携による取り組みもある。
25	89	○		東日本大震災を踏まえた青少年の体験活動について リフレッシュ・キャンプなどは継続して行っていく必要がある。
25	90	○		青少年の国際交流の推進について グローバル化する社会においては、体験活動として国際交流を含めて検討されることに評価する。

受付 番号	件数	提出者		御意見
		個人	団体	
26	91	○		3(2)①体験活動に関する理解の促進について 体験活動は学校・家庭・地域の連携が欠かせないが、特に家庭・保護者に対しては、現状以上の「積極的な情報発信」が強く望まれる。青少年機構の調査研究結果などの根拠は堅苦しいイメージがあり、目を通しにくい。雑誌のカリスマママのコラムや、メディアなどを通してPRし、「井戸端会議」等の口コミ力を考慮した情報発信の方法を考える必要がある。
26	92	○		3(2)④体験活動の評価・顕彰制度の創設について インターナショナルアワードのように、世界的にも認められている章でも、受け入れる大学や企業側が章について知識がなくては、評価をしてもらうことができない。国の呼びかけを通して、全国的に受け入れる体制が必要だと思われる。評価をされることが分かれば、取り組む側のモチベーションも上がると思われる。
26	93	○		青少年の国際交流の推進について 国際交流には、派遣される側も受け入れる側も、どうしても費用がかかってしまう。多くの青少年が機会を得られるよう、地方公共団体や非営利団体などへの財政的支援が強く必要であるという意見に賛成だ。日本は、青少年の教育についてもっとお金をかけ、若者のコミュニケーション能力をさらに高める必要がある。それが今後の日本の発展へつながるのではないだろうか。
27	94	○		1(2)青少年の体験活動の意義について 体験活動が青少年期にとって人格形成の基盤づくりにつながることに同意する。ぜひ、このことの周知促進にご配慮願いたい。
27	95	○		現在の青少年の体験活動をめぐる状況や課題について 体験活動の機会に「格差」が生じている点を危惧します。ぜひ、このようなことが起きないように変革していくことを望みます。
27	96	○		3(1)①学校教育における体験活動の推進 学校教育の中に体験活動を取り入れる際に、学校現場の状況を十分に把握することはたいへんに重要であると考えます。
27	97	○		3-(1)-②教員の体験活動に関する指導力向上 NPO他、各団体との連携の強化により実現してほしい。指導者とコーディネーターは同一でないと考えるし、スキルも異なる。この点で教育や学生がどちらの力を伸ばすべきかもご配慮いただきたい。
27	98	○		3-(2)-④体験活動の評価・顕彰制度の創設 評価・顕彰制度は、青少年にとっての励みとなる一方、保護者をはじめ社会に認知してもらう機会となるだろう。しかしながら、これは方法の一つであり、目的化してしまうおそれがあり、体験活動を推進していくステップの中で十分に検討してほしい。
27	99	○		東日本大震災を踏まえた青少年の体験活動について リフレッシュ・キャンプについては、効果があると思うが、実際にどのような効果や事例があるかももっと理解促進をすべき。

受付 番号	件数	提出者		御意見
		個人	団体	
27	100	○		青少年の国際交流の推進について ボーイスカウトの世界大会など民間が積極的に行う事業をその規模、効果にあわせての支援していただきたい。
28	101	○		青少年の体験活動をめぐる状況や課題について 無人島などで炊飯器、冷蔵庫、電子レンジなどが無い状況で、食材も自ら確保する必要がある環境下での生活を体験することは、「働く」ことへの意味を実感するために、いいきっかけだと考えます。生活がどれだけ充実しているか、時間の大切さ、自然の中で生活し、自分自身に向きあうことは重要かつ有効な成長手段だと思いません。
28	102	○		3.(1)② 教員の体験活動に関する指導力向上 教員が体験活動を推進するために、教員自らの指導力を養う機会を提供することは重要なことであるけれども、ひとりの教員に掛る負担を考慮すると、直接の指導力の向上よりも専門的な知識・経験を持つ人とつなげるコミュニケーション能力を向上できる機会を設けた方が良いのではないかと考える。
28	103	○		3.(1)③ 大学の秋季入学以降に伴う青年期の体験活動の推進 ギャップタームの導入については賛成であり、大学の休学の手続き・費用等のハードルを低くし様々な体験を行い易くするよりも、社会貢献活動や勤労体験活動を社会的な仕組みの中で取り入れる必要があると考える。
28	104	○		3.(1)③ 大学の秋季入学以降に伴う青年期の体験活動の推進 ギャップイヤーの導入については賛成であり、経済的な支援については今後支援策を検討して頂ければいいが、海外で経験を積む際に、ワーキングホリデーなどのシステムを導入している国に限られており、経済的な理由で渡航がしにくい状況がある。現在ワーキングホリデーのシステムの導入や日本人向けの制限付き就労ビザ等の設定を諸外国に外務省等を通じてアプローチをすることも有効な手段だと考える。
28	105	○		東日本大震災を踏まえた青少年の体験活動について 自然体験活動等を提供する「リフレッシュ・キャンプ」について、参加対象に対しての効果は確かに大きいと思う。加えて、一過性のものでなく10年間といった長期間引き続き実施し、対象となる子どもたちの成長をトラッキングして経過を図るために、政府としては数多くの団体に対して協力を依頼するのではなく、依頼団体数はある程度限定し、参加者の情報を集約していく必要があると考える。
28	106	○		東日本大震災を踏まえた青少年の体験活動について 青年期における、様々な被災地でのボランティア活動については、他の社会貢献活動とは異なり、日本国内での課題を体感できることは重要であるため、社会的な仕組みの中で取り入れる必要があると考える。
28	107	○		青少年の国際交流の推進について 他文化の理解とは、単なる文化の寛容は他文化から避難を促し、文化的な棲み分けの模索を生むことが多く、真なる他文化理解とは見知らぬ土地と見知らぬ言語・コミュニケーション手法を体験することから始まると考えられ、ボーイスカウトの世界大会である世界スカウトジャンボリー等は世界から3万人もの人が集うため、青少年にとって大いに成長するきっかけを与えるものだと確信する。それにあわせ、政府としての積極的支援については賛成する。

受付 番号	件数	提出者		御意見
		個人	団体	
28	108	○		<p>青少年の国際交流の推進について</p> <p>ボーイスカウトの世界大会である世界スカウトジャンボリーは世界から3万人もの人が集うため、そこに参加する国内の青少年にとっては、グローバル人材に必要なとされる要件「外向き志向」、「語学力」を向上させる重要な機会となるため、現在の日本にとって重要な行事だと考える。</p>
28	109	○		<p>青少年の国際交流の推進について</p> <p>グローバル人材について、明石康氏(公益財団法人国際文化会館理事長)などが発起人となって作成した「グローバル人材育成に関する提言」(平成22年12月)にもまとめられている通り、語学(英語)強化を目的として各都道府県に英語で教育する小中高を設置することも有効だと考える。</p>
28	110	○		<p>青少年の国際交流の推進について</p> <p>青少年教育施設を活用した国際交流事業については、引き続き事業の幅を充実させる必要があり、交流をより実りあるものにするために、テレビ電話やインターネット回線を利用した青少年教育施設間のコミュニケーションについても、環境整備を進める必要があると考える。</p>
29	111	○		<p>3-(2)-②</p> <p>体験活動がより効果的とされる小学校年代において「特別活動」に取り組む時間と予算のある小学校は少ないと聞いている。民間団体を活用する具体的施策を早急に策定してほしい。</p>
29	112	○		<p>3-(2)-⑤</p> <p>国が認める公的な資格制度の確立、民間団体で一定の資格を持つ者の活用について、具体的な施策を策定して欲しい。</p>
29	113	○		<p>青少年の国際交流の推進について</p> <p>自分の住んでいる県・市がどんな国と交流関係があるのか知る人は少ない。各自治体が小学生・中学生を対象に、普段から外国人と触れ会い、異文化を知る”場所づくり”に取り組むこと。サッカーワールドカップ日韓大会の各国キャンプ地招致がよい例でした。</p>
29	114	○		<p>今後さらに議論すべき事項</p> <p>普段から身近に自然が豊富にあり、その恵みを十分に受けて育てている子ども達もいます。方や都会の中で毎日満員電車で揉まれ通学している子ども達もいます。「体験活動」というと自然体験活動がクローズアップされがちですが、地域に応じて私たちが子ども達に提供できる「体験」は「心を育む栄養」としてバランスの良いものであるべきではないでしょうか。</p>
30	115	○		<p>3-(1)-①学校教育における子どもの体験活動の推進</p> <p>学校教員の多忙についての問題はあっても、異なる年齢との交流や地域社会の人々との交流については、学校を中心とした体験活動が有効であると考えます。</p>
30	116	○		<p>3-(2)-③民間団体・民間企業との連携による体験活動の推進</p> <p>全ての体験活動を国や地方公共団体だけで取り組むのではなく、広く民間団体・企業と連携することが有効であると考えます。様々なアイデアを取り入れることができ、相乗効果も期待できる。</p>

受付 番号	件数	提出者		御意見
		個人	団体	
30	117	○		3-(2)-④体験活動の評価・顕彰制度の創設 これまでも多くの制度が創設されているが、それが現実に活用されているかどうか評価を行い、良きところは発展させ、問題点は改善することが大切であるとする。それにより取り入れられた制度は、子どもから大人まで広く認知されたものとなる。
31	118	○		全体として。 体験活動の推進は、実際、各学校等には浸透率が低く、積極的な所が少ない。より一層の推進が必要ではないか。
31	119	○		3-(1)-2 これから教員になる人だけでなく、現在教員をやられている人にもより一層の強化をするひつようが不可欠ではないか。
31	120	○		東日本大震災を踏まえた青少年の体験活動について 「防災キャンプ推進事業」の強化を期待したい。
31	121	○		今後さらに議論すべき事項 NPO等の団体と、より現実的な展開の構築をする必要があるのではないか。
32	122	○		3-(1)-①学校教育における子どもの体験活動の推進 土曜登校日、始業式の日からの授業開始、創立記念日・都民の日の休日返上授業、夏休みの縮小等、授業数確保のためにいろいろな対策が取られている現状。報告にもあるように、学校現場の状況を十分に把握して検討することが必要に思います。
32	123	○		3-(1)-①学校教育における子どもの体験活動の推進 教員は学習指導、学校行事の運営・指導の他にも、地域の行事等への参加(義務ではないが)等もあり本当に忙しいと思います。子どもの体験活動推進にあたっては、地域の方や民間団体等の力を借りることが必要だと思えます。
32	124	○		3-(2)-①体験活動に関する理解の促進 保護者に対して「体験活動とその効果」を情報発信していくことが大切だと思います。休日の過ごし方の選択肢が多くある中で、子どもに何をさせるかは主に保護者が決めています。その保護者に体験活動の重要性を訴えることが必要だと思えます。
32	125	○		3-(3)青少年教育施設の役割・取組について 青少年教育施設は、子どもの体験活動を推進するために必要であると思えます。「火」一つとっても、20年前位までは、あちらこちらでやっていた落ち葉焚き等、今ではボヤ騒ぎで消防車の出動、洗濯物に臭いがつく等のクレームで火を扱えるところはほとんどありません。また、防犯的に以前より不安な世の中である今、安心してキャンプができる教育施設はありがたい存在です。
32	126	○		3-(3)青少年教育施設の役割・取組について 青少年教育施設の稼働率については、休日を中心に活動することが多い中、一概に稼働率で図るのはいかなものかと思えます。平日の利用を増やすことが稼働率向上に直結すると思いますが、平日利用の増加を考えると学校と連携しての利用か企業の社員研修等としての利用が考えられると思えます。

受付 番号	件数	提出者		御意見
		個人	団体	
33	127	○		<p>体験活動の中心施設である少年自然の家に勤務して30年、青少年の自然体験活動を中心に様々な体験活動を展開してきました。社会教育施設として少年自然の家が稼働し出して以来、少年自然の家のあり方を規定する法律は無く、過去から今回のように文科省の発信する様々な答申を基に、一地方の少年自然の家が、またその職員がどうあるべきかを考え続けての30年でした。過去の答申、今回の中間報告においては、私個人の指針として仕事に生かして今日まで来ており、分析や方向性にはなんら異議を唱えるところはありません。国立の自然の家とは環境も迎える子どもたちの数、予算も異なり、ローカルの良さを最大限に引き出せる方法で、『いつ行っても、何度行っても、楽しめる少年自然の家を目指してきました。常に課題はもちつつも、社会の変化に合わせて、自然の家の方向性も柔軟に変化させつつ、体験活動による子どもたちのプラスの変化を確認しつつやってきました。ローカルでも文科省の方向性を見失わなければ、十分にその地域性に合わせた体験活動の効果を発揮できると自負しています。しかし、効果を上げるスピードに係る展開力、連携力に些かの問題があります。</p> <p>私はローカル施設のプロパー職員として、ソフト面に関してある程度の発言権をもって進めておりますが、体験活動をより有効にするための学校との連携、教育委員会との連携、行政との連携等に関しては、大変壁が厚いと感じています。青少年の生きる力を育む自然体験活動をはじめとする体験活動の意義について、文科省の発信は私個人に先にあげた組織を通して届くことはありません。それぞれの行政機関や学校機関にはこの答申は届くのでしょうか。そして理解されるのでしょうか、それが一番の問題点でしょう。</p> <p>上述のことにより、十分な職員配置や予算がないまま、これまで文科省の発信を基に、地域の方や学生の中から指導者を養成して、方向を見誤らないように進んできました。なかなか困難な道であったと思います。また、昨今は民間の自然学校等を横目で見ながら、よいところを取り入れ、また当施設の独自性を出しながら道を切り開いています。青少年に生きる力を渡すのは急務です。先ほど言ったスピード感と展開力を得るためには、文科省から末端の実務者に届くまでの各機関に対する影響力に尽きると思います。</p>
34	128	○		<p>(提言) 学校現場に他の生徒児童の授業や学校生活を妨害する子どもに対し登校停止、または、別教室での授業対応をもっと早い段階で実施できるようにすること。保護者にもっと責任を負わせること。</p> <p>(理由) わたしは、以前ニュージーランドのインターメディエイトで日本語教師をしていましたが、授業を妨害する生徒は校長。副校長が指導し、教室には3日間はいれませんでした。また、暴力事件を起こした生徒や指導を繰り返す生徒は、公立校でも即刻退学で、保護者が受け入れ校を探していました。 昨今、授業妨害やいじめが蔓延しています。学校に強制力をもたせ、一生懸命やっている生徒の学習権を保障すべきです。</p>

受付番号	件数	提出者		御意見
		個人	団体	
35	129	○		<p>体験活動の確実な推進について</p> <p>中間報告のタイトルが「今後の青少年の体験活動の推進について」となっていますが、今後の青少年の体験活動を推進するために、国、地方自治体、家庭、学校、青少年団体等がそれぞれの立場で「何をしなければならないのか」が明確になっていないと思います。また、「何をしなければならないのか」ということについては、抽象的な内容が多く、具体的な取組の提言に欠けていると思います。</p> <p>体験活動の重要性は、国民の誰もが基本的に理解するところですが、現状は、核家族化や少子化などの社会状況の変化の中で、子どもたちが日常的に成長過程に即した多様な活動を体験できない状況になっています。このような状況を打破するためには、国が、国や地方自治体、家庭、学校、青少年団体等のそれぞれの役割を、関連機関との連携方策も含め体系的に整理・明確化するとともに、中長期的な具体的なプランを策定し、意図的・計画的に体験活動を推進していく必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>特に、学校教育の中で体験活動を推進することは、子ども発達段階に応じた取組が可能となることから非常に効果的であるため、教育課程における体験活動の位置付けを更に明確にして、強化すべきと思います。</p> <p>また、体験活動の推進に当たっては、これまででない切り口（健康の保持増進、雇用の創出、地域の活性化など）での新たな取組への提言も必要ではないのでしょうか。</p> <p>地方自治体、家庭、学校、青少年団体等の自発的な発想や取組に期待するのみでは、現状は打破できないと感じています。</p>
35	130	○		<p>いじめ問題への未然防止のための体験活動の推進</p> <p>近年、学校における「いじめ」が大きな社会問題となっています。文科省においては、平成24年9月5日に「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針～子どもの「命」を守るために～」が取りまとめられ、いじめ問題への対応強化のアクションプランの中で、「体験活動の推進」が掲げられています。</p> <p>平成22年10月に国立青少年教育振興機構が取りまとめた「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」においては、子どもの頃の自然体験や友だちとの遊び、地域活動等の体験活動が豊富な大人ほど、意欲・関心や規範意識、人間関係能力などが高いということが明らかになっています。</p> <p>学校教育の中でも、運動会の組体操や集団行動などの練習や集団宿泊体験、自然体験活動が行われています。このような子どもたちの目的を一つにする活動は、前述の調査結果からも、規範意識や人間関係能力等を醸成・向上させるために、非常に効果的であると思います。</p> <p>いじめを解消するためには、道德教育の充実なども必要と思いますが、まずは、子どもたちが同じ目標に向かって、懸命に連携・協力し、様々な活動を「体験させる」ということが必要なのではないのでしょうか。子どもたちが同じ目標に向かって様々な体験を行うことで、目標を達成するために努力し、一体感が生まれ、結果の善し悪しに関係なく、強い感動を覚えるため、特定の子どもをいじめたり、阻害したりすることはなくなると思います。</p> <p>文科省の「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」には、「体験活動の推進」が掲げられていることから、中教審の「今後の青少年の体験活動の推進について」も、このような視点が必要と思います。</p>
35	131	○		<p>青少年教育施設の役割について</p> <p>今回の中間報告をはじめ、体験活動の重要性が高まっていることは事実です。そのような状況にもかかわらず、過去に閣議決定された「原則として、稼働率が5割を下回り今後もその向上が期待できないもの」を、「引き続き、それを踏まえることが適切である」とする理由が理解できません。なぜ、「適切」と言えるのでしょうか。</p> <p>国が国立青少年教育施設を設置してきたこと、体験活動の重要性が高まっていることなどを鑑みれば、まずは、国が責任を持って施設を最大限活用されるよう、ハード・ソフト面で積極的な取組を進めることが「適切」と言えるのではないのでしょうか。目先の財政的な観点でもって、施設の存在を否定することは、間違いであると思います。</p>